

令和 7 年石巻市議会第 2 回定例会提出議案一覧

1 条例議案（3 件）

（1）第 4 6 号議案 石巻市桃生地区小中一貫教育基本構想審議会条例

＜制定理由＞

桃生地区においては、本年 3 月に 3 小学校を閉校し、4 月に新生の桃生小学校が開校したところであるが、令和 5 年 4 月に中津山第一小学校、中津山第二小学校及び桃生小学校の P T A 会長の連名によるもののほか、本年 1 月に桃生地区まちづくり委員会から要望書が提出され、将来的な更なる少子化を見据え、小学校と中学校が一体となった小中一貫教育の推進が桃生地区の保護者及び地域住民から求められている。

このため、教育委員会の諮問に応じ、桃生地区における小中一貫教育の導入及び推進に関する基本構想について調査審議する「石巻市桃生地区小中一貫教育基本構想審議会」を設置するため、本条例を制定するもの。

＜制定内容＞

第 1 条から第 6 条

設置、組織、会長及び副会長、会議、庶務、委任について規定するもの。

附則第 1 項

施行期日を令和 7 年 7 月 1 日とするもの。

附則第 2 項

会議の招集の特例について定めるもの。

附則第 3 項

石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行い、審議会委員の報酬及び費用弁償について定めるもの。

（2）第 4 7 号議案 新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例を廃止する条例

＜廃止理由＞

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の死亡、重篤な傷病を負った方又は主たる生計維持者の事業収入が減少した方に対して、新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例により、介護保険料の減免を行ってきたが、条例の適用期間及び介護保険料の更正の時効期間が経過したことに伴い、本条例を廃止するもの。

＜内容＞

新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例を廃止するもの。

附則

施行期日を公布の日とするもの。

(3) 第48号議案 石巻市職員の育児休業等に関する条例及び石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」が本年1月8日に公布され、同年10月1日より地方公務員の部分休業制度が拡充されるほか、国において、人事院規則の改正等により、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を講じる予定であることから、本市においても、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正に伴う部分休業制度の拡充について必要な措置を講じるほか、国家公務員における対応等を踏まえ、仕事と育児の両立支援制度に関する周知の強化など所要の措置を講じることとし、市職員の仕事と育児の両立を支援するため、関係する条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

○第1条 石巻市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

第1条

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正に伴い、引用条項を整理するもの。

第17条

非常勤職員における部分休業の取得要件から勤務時間の要件を削除するほか、文言の整理を行うもの。

第18条

部分休業の取得形態が追加されることに伴い、現行の部分休業を第1号部分休業と規定するほか、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする規定を削除するもの。

第18条の2

第2号部分休業として、日又は時間単位で承認することができる規定を整備するもの。

第18条の3

部分休業の請求期間の単位を毎年4月1日から翌年3月31日までと規定するもの。

第18条の4

第2号部分休業について、請求することのできる年間の上限時間数を規定するもの。

第18条の5

部分休業の取得形態を変更することができる特別の事情について規定するもの。

第19条

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正に伴い、文言の整理を行うもの。

第20条

部分休業の承認の取消事由について、第18条の5で規定する第3項変更をしたときとするもの。

○第2条 石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

第15条

第18条の2の規定の整備に伴い、文言の整理を行うもの。

第18条の2

本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対する仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供、意向確認等に係る規定を整備するもの。

第18条の3及び第18条の4

第18条の2の規定の整備に伴い、文言の整理を行うもの。

○附則

附則第1条

施行期日を令和7年10月1日とし、附則第3条の規定は、公布の日から施行するもの。

附則第2条

第2号部分休業に係る経過措置として、本条例の施行日から令和8年3月31日までの間に請求することのできる上限時間数を規定するもの。

附則第3条

経過措置として、本条例の施行日前においても、3歳に満たない子を養育する職員に対して、両立支援制度等に関する措置を講ずることができる旨を規定するもの。

2 予算議案（1件）

（1）第49号議案 令和7年度石巻市一般会計補正予算（第1号）

3 条例外議案（4件）

（1）第50号議案 工事請負の契約締結について （牡鹿保健福祉センター空調・換気設備改修工事）

<内 容>

- ・請負者 石巻市大橋二丁目1番地の1
株式会社晃和工業
代表取締役 千葉政武
- ・契約金額 金177,100,000円

（2）第51号議案 工事請負契約の一部変更について （東中瀬橋橋梁下部工新設（その3）工事）

<内 容>

- ・請負者 石巻市南中里三丁目15番21号
株式会社瀬崎組
代表取締役 瀬崎茂貴
- ・契約金額 変更前 金169,400,000円
変更後 金234,902,800円

（3）第52号議案 訴えの提起について

<内 容>

東日本大震災により被災した住宅の再建を目的として、平成29年1月20日に相手方と被災市街地復興土地区画整理事業に基づく土地賃貸借契約を締結した市有地について、一定期間内に建物建築することを条件に当該土地を貸し付けたにもかかわらず、相手方において一向に建物建築に着手しないことから、令和6年9月30日付けで本契約を解除した。

しかしながら、相手方は当該土地に物置等を設置したまま、本市の複数回にわたる撤去の求めに対して何ら撤去の意思を示さず、現在まで当該土地を不法に使用し続け、今後も撤去に応じることが見込めない状況にあることから、相手方に対し当該土地の明渡し及び土地貸付料相当額の損害賠償金の支払を求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

（4）第53号議案 物損事故の和解及び損害賠償額の決定について

<内 容>

本年2月に発生した物損事故について、相手方との和解内容の協議が調ったことから、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

物損事故の内容は、石巻霊園における無縁墳墓改葬業務により承継済みの墳墓1基を誤って撤去したもので、市側の過失割合を10割と認め、当該墳墓の原形復旧に要する費用として、268万9,500円を支払うもの。

石巻市の令和7年度 6月補正予算の概要

1 一般会計補正予算

(単位:千円)

会 計 区 分	現計予算額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)
一般会計	76,720,000	2,581,313	79,301,313

2 主な内容

今回の補正予算は、桃生地区の小中一貫教育基本構想策定に要する経費や、補助内示に伴う民間保育所建設事業費補助金のほか、社会資本整備総合交付金等により実施する各種事業費などの所要額を措置したもの。

また、「(仮称)桃生こども園建設事業」のほか、「前谷地小学校屋内運動場改築事業」などについて、債務負担行為を設定したもの。

【歳入】

区 分		現計予算額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A)+(B)
特 定 財 源	国庫支出金	10,454,822	1,384,454	11,839,276
	県支出金	5,144,703	5,040	5,149,743
	分担金及び負担金	448,327	0	448,327
	使用料及び手数料	1,407,509	0	1,407,509
	財産収入	284,173	0	284,173
	寄附金	1,751,001	0	1,751,001
	繰入金	4,157,177	170,837	4,328,014
	諸収入	1,569,206	16,736	1,585,942
	市債	3,279,700	889,800	4,169,500
一般財源		48,223,382	114,446	48,337,828
計		76,720,000	2,581,313	79,301,313

《一般財源内訳》

(単位:千円)

〔今回補正額〕	114,446
財政調整基金繰入金	114,082
諸収入	364
〔現計予算額〕	48,223,382
市税	19,587,394
地方譲与税	837,901
各種交付金	4,754,400
地方交付税	18,803,500
使用料及び手数料	120,013
県支出金	537
財産収入	116,486
寄附金	1
繰入金	3,975,451
繰越金	1
諸収入	27,698

● 14款 国庫支出金	-----	1,384,454	4
(1) 小学校屋内運動場改築事業費負担金(1/2)	15,142		
(2) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(生活保護適正実施推進事業)	814		
(3) 地域子ども・子育て支援事業費補助金(1/3)	1,333		
(4) 就学前教育・保育施設整備交付金	347,611		
(5) 次世代育成支援対策施設整備交付金	11,357		
(6) 社会資本整備総合交付金(ベンチアート設置事業)(1/2)	3,600		
(7) 小規模事業者等支援推進事業費補助金	5,000		
(8) 文化芸術振興費補助金	58,960		
(9) 道路メンテナンス事業費補助金(5.5/10)	382,800		
(10) 社会資本整備総合交付金(山崎馬鞍線(中島工区)道路改良事業)	31,500		
(11) 社会資本整備総合交付金(山崎馬鞍線ほか1路線道路改良事業)	5,000		
(12) 防災・安全交付金(避難路整備事業)	98,350		
(13) 街路交通調査費補助金(1/3)	3,900		
(14) 社会資本整備総合交付金(中瀬公園整備事業)(1/2)	23,450		
(15) 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)(1/2)	4,500		
(16) 社会資本整備総合交付金(地域住宅事業・一般住宅分)	850		
(17) 新しい地方経済・生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型)	13,180		
(18) 学校施設環境改善交付金(小学校施設改築事業)(1/3)	6,657		
(19) 社会資本整備総合交付金(文化財ガイドボード等整備事業)(1/2)	3,200		
(20) 水産物供給基盤機能保全事業費補助金	215,250		
(21) 農山漁村地域整備交付金(漁港漁村環境整備事業)	140,000		
(22) 浜の活力再生・成長促進交付金	12,000		
● 15款 県支出金	-----	5,040	8
(1) ローカル線活性化支援事業費補助金	50		
(2) 地域子ども・子育て支援事業費補助金(1/3)	1,333		
(3) 農地利用効率化等支援交付金	2,646		
(4) 水産業災害対策資金利子補給事業費補助金	1,011		
● 18款 繰入金	-----	284,919	10
(1) 財政調整基金繰入金	114,082		
(2) 減債基金繰入金	156,747		
(3) 地域づくり基金繰入金	5,630		
(4) 震災復興基金繰入金	8,460		
● 20款 諸収入	-----	17,100	12
(1) コミュニティ助成事業助成金(一般コミュニティ事業)	2,000		
(2) コミュニティ助成事業助成金(コミュニティセンター整備事業)	11,600		
(3) 宝くじ文化公演事業入場料収入	3,500		

● 21款 市債	-----	889,800	14
(1) 保育所施設整備事業債		34,700	
(2) 放課後児童クラブ施設整備事業債		5,800	
(3) 漁港海岸施設整備事業債		253,100	
(4) 水産業施設整備事業債		98,100	
(5) 観光施設整備事業債		34,700	
(6) 道路新設改良事業債		417,300	
(7) 公園整備事業債		18,400	
(8) 防災設備整備事業債		3,200	
(9) 小学校施設整備事業債		21,200	
(10) 社会教育施設整備事業債		3,300	

● 2 款 総務費

(1) 震災復興土地管理費□	-----	1,100	16
・ 土地区画整理事業により造成した新市街地用地明渡訴訟に係る弁護士費用 訴訟代理業務委託料	1,100		
(2) 市民協働推進費	-----	19,230	16
・ 集会所建設費補助及びコミュニティ助成(宝くじ助成)事業に要する経費 集会所建設費補助金	5,630		
([本庁]沖区会館)			
コミュニティ助成金(一般コミュニティ事業)	2,000		
([本庁]開北町内会)			
コミュニティ助成金(コミュニティセンター整備事業)	11,600		
([本庁]沖行政区)			
(3) 地域交通対策関係費□	-----	100	16
・ 石巻地域のローカル線利用促進に要する経費 公共交通利用促進情報発信業務委託料	100		
(4) 震災伝承関係費	-----	2,860	16
・ 東日本大震災における自助・共助の経験と教訓をまとめた冊子の作成に要する経費 防災啓発冊子作成業務委託料	2,860		

● 3 款 民生費

(1) 要配慮者等避難支援事業費	-----	1,483	18
・ 新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付決定に伴う指定福祉避難所の環境整備 に要する経費 災害用備品等購入費	1,483		
(2) 民間保育所助成費	-----	391,062	20
・ 就学前教育・保育施設整備交付金の内示に伴う民間保育所建設事業に要する経費 民間保育所建設事業費補助金	391,062		
((仮称)大橋保育園、なかよし保育園)			
(3) 子育て支援センター管理費	-----	18,196	20
・ 「なかよし保育園」園舎建替に伴う併設予定の子育て支援センターの開設に要する経費 地域子育て支援拠点事業施設整備補助金	18,196		
(4) 放課後児童クラブ関係費	-----	10,550	20
・ 釜地区第二・第三放課後児童クラブ室の整備に要する経費 設計等業務委託料	10,300		
地質調査業務委託料	250		
(5) 生活保護事務費	-----	1,628	22
・ 生活保護法の改正に伴うシステム改修に要する経費 生活保護システム改修業務委託料	1,628		

(6) 災害援護費(東日本大震災関係分)	-----	3,500	24
・ 政令改正に伴う災害援護資金の貸付に要する経費			
災害援護資金貸付金	3,500		

● 4 款 衛生費

(1) 墓地関係費	-----	2,690	26
・ 石巻霊園墳墓の改葬誤りによる損害賠償金の予算措置			
賠償金	2,690		

● 6 款 農林水産業費

(1) 農業振興費	-----	2,646	28
・ 農地利用効率化等支援交付金の内示に伴う補助金の予算措置			
農地利用効率化等支援事業費補助金	2,646		
(2) 水産振興事業費	-----	2,023	30
・ 県が経営に大きな影響があると認めて指定した災害に係る利子補給事業に要する経費			
水産業災害対策資金利子補給事業費補助金	2,023		
(3) 水産加工団地汚水処理施設機能保全事業費	-----	218,000	30
・ 水産物供給基盤機能保全事業費補助金の内示に伴う排水処理施設の機能保全に要する経費			
汚水処理設備更新工事	218,000		
(4) 漁港施設改良事業費	-----	279,000	30
・ 農山漁村地域整備交付金等の内示に伴う漁港施設の改良、機能強化に要する経費			
漁港施設改良工事	279,000〔〔牡鹿〕新山漁港 他6港〕		
(5) 水産物供給基盤機能保全事業費	-----	237,500	30
・ 水産物供給基盤機能保全事業費補助金等の内示に伴う漁港施設の機能保全に要する経費			
水産物供給基盤機能保全工事	237,500〔〔北上〕北上漁港 他5港〕		

● 7 款 商工費

(1) 商工業振興事業費	-----	7,400	32
・ 社会資本整備総合交付金の内示に伴うベンチアート制作設置に要する経費			
ベンチアート制作設置業務委託料	7,400		
(2) 産業振興事業費	-----	10,000	32
・ 小規模事業者等支援推進事業費補助金の内示に伴う創業者支援に要する経費			
創業者持続化事業費補助金	10,000		
(3) 石ノ森萬画館管理運営費	-----	92,000	32
・ 文化芸術振興費補助金の内示に伴う石ノ森萬画館の常設展示改修に要する経費			
展示改修業務委託料	92,000		

● 8 款 土木費

(1) 道路ストック長寿命化事業費	-----	698,000	34
・ 道路メンテナンス事業費補助金の内示に伴う事業費の予算措置			
橋りょう補修設計業務委託料	34,500		
トンネル補修設計業務委託料	7,000		
橋りょう点検業務委託料	31,500		
工事監督等支援業務委託料	7,000		
橋りょう改修工事	578,500	トンネル改修工事	39,500
(2) 山崎馬鞍線道路改良事業費(中島工区)	-----	63,500	34
・ 社会資本整備総合交付金の内示に伴う事業費の予算措置			
道路改良工事	63,500		
(3) 山崎馬鞍線・河北長尾線道路改良事業費	-----	10,000	34
・ 社会資本整備総合交付金の内示に伴う事業費の予算措置			
道路改良事業負担金	10,000		
(4) 避難路整備事業費	-----	198,840	34
・ 防災・安全交付金の内示に伴う事業費の予算措置(三輪田線ほか2路線)			
測量設計業務委託料	14,000	補償調査等業務委託料	840
工事監督等支援業務委託料	11,000	道路改良工事	173,000
(5) 都市計画策定費	-----	12,000	36
・ 街路交通調査費補助金の内示に伴う都市計画道路網再検討業務に要する経費			
都市計画道路網再検討業務委託料	12,000		
(6) 中瀬公園整備事業費	-----	56,400	36
・ 社会資本整備総合交付金の内示に伴う事業費の予算措置			
官民連携公園計画策定業務委託料	9,000		
サイン等設置検討業務委託料	9,000	公園整備工事	38,400
(7) 地域住宅事業費(一般住宅)	-----	1,450	38
・ 社会資本整備総合交付金の内示に伴う事業費の予算措置			
民間建築物吹付アスベスト除却等事業費補助金		1,450	

● 9 款 消防費

(1) 危機対策費	-----	19,332	40
・ 新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付決定に伴う指定避難所の環境整備及び 全国瞬時警報システム(Jアラート)の新型受信機整備に要する経費			
需用費(消耗品費)	14,200	災害用備品等購入費	1,892
全国瞬時警報システム更新業務委託料	3,240		

● 10款 教育費

(1) 前谷地小学校屋内運動場改築事業費	-----	49,907	42
・ 前谷地小学校屋内運動場の改築に要する経費			
工事監理業務委託料	557 バス借上料 4,400		
屋内運動場改築工事	44,900 その他(需用費) 50		
(2) 中学校統合関係費	-----	4,133	44
・ 桃生地区の小中一貫教育基本構想策定に要する経費			
桃生地区小中一貫教育基本構想審議会委員報酬	371		
桃生地区小中一貫教育基本構想策定支援業務委託料	3,600		
その他(旅費、消耗品費、通信運搬費)	162		
(3) 芸術文化振興費	-----	3,136	46
・ 宝くじ文化公演の実施決定に伴う文化公演に要する経費			
宝くじ文化公演事業委託料	1,500		
宝くじ文化公演負担金	1,575		
その他(消耗品費、通信運搬費)	61		
(4) 文化財ガイドボード等整備事業費	-----	6,900	46
・ 社会資本整備総合交付金の内示に伴う事業費の予算措置			
文化財ガイドボード等設置検討業務委託料	6,900		

● 12款 公債費

(1) 市債元金償還費	-----	156,747	48
・ 公債費(市債元金)の償還に要する経費			
市債元金	156,747 (宮城県への災害援護資金償還金)		

3 債務負担行為

【一般会計】(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
(仮称)桃生こども園建設事業	令和7年度から 令和8年度まで	833,000
「石巻市水産業災害対策資金利子補給金交付要綱」 に基づく資金融資に伴う利子補給	令和8年度から 令和15年度まで	借入残高に対して年2.2%以内 に相当する額
前谷地小学校屋内運動場改築事業	令和8年度	865,000
桃生地区小中一貫教育基本構想策定支援業務	令和8年度	3,000

議 案 番 号	第 5 0 号議案
工 事 名	牡鹿保健福祉センター空調・換気設備改修工事
工 事 場 所	石巻市鮎川浜清崎山 7 番地
契約の方法	制限付き一般競争入札（総合評価方式）
契約の相手	石巻市大橋二丁目 1 番地の 1 株式会社晃和工業 代表取締役 千 葉 政 武
契 約 金 額	金 1 7 7 , 1 0 0 , 0 0 0 円（うち消費税等 1 6 , 1 0 0 , 0 0 0 円）
予 定 価 格	金 1 7 2 , 5 0 0 , 0 0 0 円（税抜き） 金 1 8 9 , 7 5 0 , 0 0 0 円（税込み） 落札率 9 3 . 3 3 %
予 定 価 格 事前公表の 有 無	有り
調 査 基 準 価 格	金 1 5 9 , 7 1 9 , 3 1 6 円（税抜き） 金 1 7 5 , 6 9 1 , 2 4 7 円（税込み）
工 期	石巻市議会で議決された日の翌日から令和 8 年 3 月 1 3 日まで （仮契約日 令和 7 年 5 月 2 7 日）
入 札 公 告 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 8 日
入札年月日	令和 7 年 5 月 1 4 日
入 札 参 加 申 請 業 者	1 株式会社晃和工業 2 大幸工業株式会社 3 山下設備工業株式会社

工 事 概 要	老朽化した空気調和機器の改修工事 対象施設 牡鹿保健福祉センター 鉄筋コンクリート造平屋建て 延べ面積 2, 4 4 9 . 6 8 m ² 【工事内容】 1 既存空気調和設備・換気設備機器の更新 2 上記に係る配管・自動制御設備の更新 3 付帯する建築・電気設備改修																								
開 札 結 果	<table><tr><td>No.</td><td>名 称</td><td>第 1 回入札額 (円：税抜き)</td><td>総合評価点 (点)</td><td></td></tr><tr><td>1</td><td>株式会社晃和工業</td><td>161, 000, 000</td><td>96. 36</td><td>落札</td></tr><tr><td>2</td><td>大幸工業株式会社</td><td>160, 200, 000</td><td>92. 98</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>山下設備工業株式会社</td><td>160, 425, 000</td><td>95. 46</td><td></td></tr></table>					No.	名 称	第 1 回入札額 (円：税抜き)	総合評価点 (点)		1	株式会社晃和工業	161, 000, 000	96. 36	落札	2	大幸工業株式会社	160, 200, 000	92. 98		3	山下設備工業株式会社	160, 425, 000	95. 46	
No.	名 称	第 1 回入札額 (円：税抜き)	総合評価点 (点)																						
1	株式会社晃和工業	161, 000, 000	96. 36	落札																					
2	大幸工業株式会社	160, 200, 000	92. 98																						
3	山下設備工業株式会社	160, 425, 000	95. 46																						
総 合 評 価 結 果	別紙一覧のとおり																								

発注部 課		建設部建築課		総合評価を適用する理由														
工 事 名	牡鹿保健福祉センター空調・換気設備改修工事																	
	予 定 価 格	172,500,000 円																
	調 査 基 準 価 格	159,719,316 円																
価格以外の 評価	評価分類	評価項目	満点	梶晃和工業	大幸工業(株)													
						技術力 (企業)	7.00	山下設備工業(株)										
									技術力 (技術者)	5.00	4.50							
												評価点	4.00	1.00				
															地域貢献	11.00	5.00	
																		不誠実な 行為
価格以外の評価点 (A)	27.00	13.00																
			16.50	15.50														
					価格に関する 評価	入札価格 (円)	161,000,000	79.86	160,200,000	160,425,000								
											入札価格に応じた価格評価 点 (B)	79.98	79.96					
					総合評価	総合評価点 (A + B)	96.36	1	92.98	95.46								
											本総合評価落札方式における 価格以外の評価点の確認は、総合 評価点の最上位者から総合評 価技術資料調書の記載内容を証 する資料の提出を受け、その内 容が確認されれば次点以下の者 が落札者の総合評価点を上回る ことがないため、落札者と決定 しています。 以上のことから落札者を除く 応札者は、申告内容の確認審査 をしていないため、総合評価点 は確定値ではありません。	総合評価点 ランク	低入札	3	2			
落札者	落札者																	
			理 由															

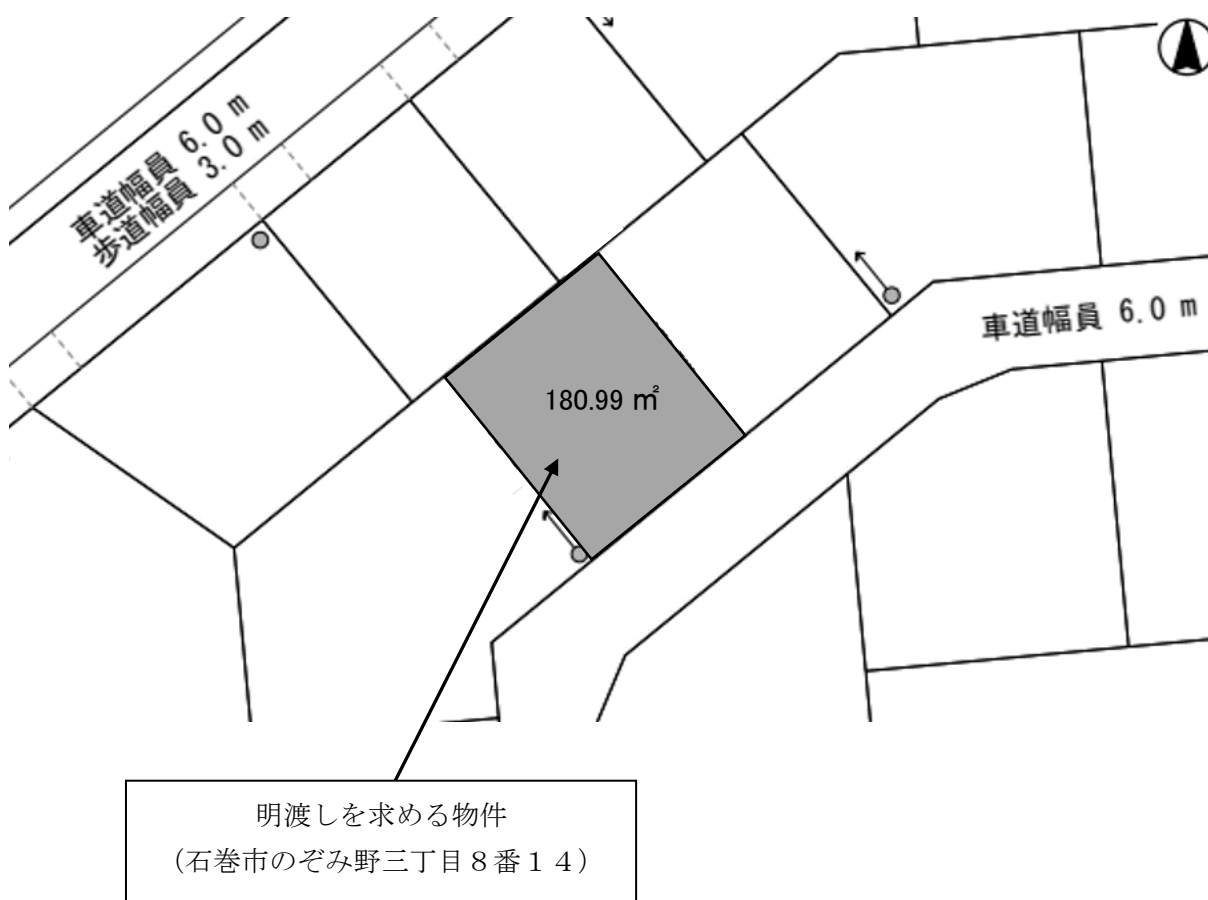
議 案 番 号		第 5 1 号議案
工 事 名		東中瀬橋橋梁下部工新設（その3）工事
工 事 場 所		石巻市中瀬地内
請 負 者		石巻市南中里三丁目15番21号 株式会社瀬崎組 代表取締役 瀬 崎 茂 貴
変 更 前 （ 原 契 約 ）	契約締結年月日	令和6年12月4日
	工 期	令和6年12月5日から 令和7年3月31日まで
	請 負 金 額	金169,400,000円
	工 事 概 要	橋脚下部工 R C 橋脚工 N = 1 基 鋼管矢板基礎工 鋼管内掘削 V = 1 6 0 m ³ 中詰コンクリート（18－8－40） V = 1 6 0 m ³ 底スラブコンクリート（18－8－40） V = 1 0 3 m ³ 鋼管矢板支保 W = 1 7 t 頂版結合（鉄筋スタッド） N = 3 0 8 袋 頂版コンクリート（24－12－25） V = 1 8 0 m ³ 橋脚躯体工 コンクリート（24－12－25） V = 2 2 5 m ³ 鉄筋（SD345） W = 6 2 t 型枠 A = 2 3 0 m ² 根固工 袋詰玉石 N = 7 2 袋 仮設工 一式
変 更 前 （ 第 1 回 ）	変更契約年月日	令和7年3月25日
	工 期	令和6年12月5日から 令和7年12月26日まで
	変 更 請 負 金 額	金169,400,000円（増減なし）
	変 更 理 由	海上保安署（船舶の航行管理部署）との協議に時間を要したこと、使用する鋼管矢板支保の製作に時間を要したこと及び今後施工時期が出水期に入り7月～9月の間が施工不能となることから、工期を延長する。

変 更 後 (第2回)	変更契約年月日	議決された日
	工 期	令和6年12月5日から 令和7年12月26日まで
	変更請負金額	<u>金234,902,800円(増額 65,502,800円)</u>
	変 更 理 由	1 本工事の施工に当たり、海上保安署との協議、鋼管矢板支保の製作に時間を要したこと及び7月～9月は出水期に入り施工不能となることから、本年3月に工期を延伸した。 今回、国から補助金繰越承認されたことから、河川内における橋脚施工ヤードとして使用している仮栈橋の鋼材に係る賃料について、工期延伸した期間分を増工する。 2 「石巻市工事請負契約締結後における設計単価の変更」に基づき、単価適用年月を令和6年9月から契約月である令和6年12月に変更する。
	変 更 概 要	仮設工（賃料） 仮栈橋工に係る支持杭、仮橋上部、覆工板、仮設高欄、土留材について、各270日増

位置図



物件図



令和 7 年石巻市議会第 2 回定例会追加提出議案一覧

1 条例議案（2 件）

- （1）第 5 4 号議案 石巻市議会議員及び石巻市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び石巻市議会議員及び石巻市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

「公職選挙法施行令」の一部改正に伴い、石巻市議会議員及び石巻市長の選挙における選挙運動用ポスター及びビラの作成に要する費用の公費負担額を見直すため、関係する条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

- 第 1 条 石巻市議会議員及び石巻市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正

第 8 条第 2 項

次表のとおり石巻市議会議員及び石巻市長の選挙における選挙運動用ポスター作成に要する費用の公費負担額の増額改定を行うもの。

項目	改定単価	現行単価
選挙運動用ポスター作成	<u>5 8 6 円 8 8 銭</u>	<u>5 4 1 円 3 1 銭</u>

- 第 2 条 石巻市議会議員及び石巻市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正

第 4 条及び第 5 条

次表のとおり石巻市議会議員及び石巻市長の選挙における選挙運動用ビラ作成に要する費用の公費負担額の増額改定を行うもの。

項目	改定単価	現行単価
選挙運動用ビラ作成	<u>8 円 3 8 銭</u>	<u>7 円 7 3 銭</u>

(2) 第55号議案 石巻市議会議員及び市長等の選挙における選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の一部改正に伴い、石巻市議会議員及び市長等の選挙における選挙長等の報酬額を見直すため、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

別表

次表のとおり選挙長等の勤務1回又は1日当たりの報酬額の増額改定を行うもの。

種 別	改定報酬額	現行報酬額
選挙長	勤務1回につき <u>12,200円</u>	勤務1回につき <u>10,800円</u>
投票所の投票管理者	勤務1回につき <u>14,500円</u>	勤務1回につき <u>12,800円</u>
期日前投票所の投票管理者	勤務1回につき <u>12,800円</u>	勤務1回につき <u>11,300円</u>
開票管理者	勤務1回につき <u>12,200円</u>	勤務1回につき <u>10,800円</u>
投票所の投票立会人	勤務1回につき <u>12,400円</u>	勤務1回につき <u>10,900円</u>
期日前投票所の投票立会人	勤務1回につき <u>10,900円</u>	勤務1回につき <u>9,600円</u>
選挙立会人、開票立会人	勤務1回につき <u>10,100円</u>	勤務1回につき <u>8,900円</u>
外部立会人	勤務1日につき <u>12,400円</u>	勤務1日につき <u>10,900円</u>

2 予算議案（2件）

(1) 第56号議案 令和7年度石巻市一般会計補正予算（第2号）

(2) 第57号議案 令和7年度石巻市病院事業会計補正予算（第1号）

3 条例外議案（3件）

(1) 第58号議案 工事請負の契約締結について
(東中瀬橋橋梁上部工新設工事)

＜内 容＞

- ・請負者 檜崎・豊和特定建設工事共同企業体
代表者
仙台市青葉区中央三丁目2番1号
株式会社檜崎製作所仙台営業所
所長 椎 名 達 彦
- ・契約金額 金369,809,000円

（２）第５９号議案 損害賠償額の決定について

＜内 容＞

石巻市立病院にて実施した下部消化管内視鏡検査の前処置に起因して、患者の容態が急変し、令和５年７月１４日に死亡したことを受け、外部有識者を含めた医療事故調査委員会を設置し、原因を明らかにするための調査を実施したところ、同委員会から受理した事故報告書では、患者の具体的な病状を正確に把握し、検査に伴うリスク等を十分考慮し検査計画を立てるべきところ、十分な確認が行われず、適切な医療行為ではなかったというものであったため、当院では患者に対する医療行為に過誤があったことを認めたもの。

この度、遺族と損害賠償の協議が調ったことから、地方公営企業法第４０条第２項及び石巻市病院事業の設置等に関する条例第６条の規定により適用する地方自治法第９６条第１項第１３号の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

・損害賠償額

金１８，７８９，２６０円

・相手方

患者の相続人４名

（３）第６０号議案 公平委員会委員を選任するにつき同意を求めることについて

＜理 由＞

石巻市公平委員会委員の^{ささき}佐々木 ^{いさお}功 氏の任期が本年７月１４日をもって満了となることから、その後任者について選考してきたところだが、人格が高潔で、地方自治の本旨と民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する^{ささき}佐々木 ^{いさお}功 氏を適任者と認め、引き続き選任したく、地方公務員法第９条の２第２項の規定に基づき議会の同意を求めるもの。

石巻市の令和7年度 6月補正予算（追加）の概要

1 各種会計補正予算総括表

（単位：千円）

会 計 区 分	現計予算額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)
一般会計	79,301,313	8,570	79,309,883
特別会計	34,614,271	0	34,614,271
水産物地方卸売市場事業	380,488	0	380,488
国民健康保険事業	16,021,717	0	16,021,717
後期高齢者医療	2,386,413	0	2,386,413
介護保険事業	15,825,653	0	15,825,653
公営企業会計	20,430,381	20,390	20,450,771
病院事業	6,292,684	20,390	6,313,074
下水道事業	14,137,697	0	14,137,697
合 計	134,345,965	28,960	134,374,925

2 一般会計の主な内容

今回の補正予算は、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の一部改正に伴う参議院議員通常選挙及び宮城県知事選挙の報酬などの所要額を措置したもの。

【 歳 入 】

（単位：千円）

区 分	現計予算額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A)+(B)
特 定 財 源	国庫支出金	0	11,839,276
	県支出金	8,570	5,158,313
	分担金及び負担金	0	448,327
	使用料及び手数料	0	1,407,509
	財産収入	0	284,173
	寄附金	0	1,751,001
	繰入金	0	4,328,014
	諸収入	0	1,585,942
	市債	0	4,169,500
一般財源	48,337,828	0	48,337,828
計	79,301,313	8,570	79,309,883

▶ 《一般財源内訳》

〔今回補正額〕

0

〔現計予算額〕

48,337,828

市税	19,587,394
地方譲与税	837,901
各種交付金	4,754,400
地方交付税	18,803,500
使用料及び手数料	120,013
国庫支出金	0
県支出金	537
財産収入	116,486
寄附金	1
繰入金	4,089,533
繰越金	1
諸収入	28,062
市債	0

● 15款 県支出金	-----	8,570	4
(1) 参議院議員通常選挙委託金	7,291		
(2) 宮城県知事選挙委託金	1,279		

【歳出】 千円 事項別
ページ

● 2款 総務費			
(1) 参議院議員通常選挙執行費	-----	7,291	6
・ 法改正に伴う報酬及び県通知によるポスター掲示板区画数の変更に必要な経費			
報酬(投票管理者、投票立会人等)	1,291		
看板製作等業務委託料	6,000		
(2) 宮城県知事選挙執行費	-----	1,279	6
・ 法改正に伴う報酬の予算措置			
報酬(投票管理者、投票立会人等)	1,279		

3 公営企業会計の主な内容

石巻市立病院における診療に関する損害賠償金等を予算措置したもの。

● 病院事業会計	-----	20,390	18
----------	-------	--------	----

【収益的収支】

収入	20,390
(1) 医業外収益(その他医業外収益)	20,390
・ 病院賠償責任保険金収入	20,390
支出	20,390
(1) 医業費用(経費)	20,390
・ 弁護士委託料	1,600
・ 損害賠償金	18,790

議 案 番 号	第 5 8 号議案
工 事 名	東中瀬橋橋梁上部工新設工事
工 事 場 所	石巻市中瀬地内
契約の方法	制限付き一般競争入札（総合評価方式）
契約の相手	檜崎・豊和特定建設工事共同企業体 代表者 仙台市青葉区中央三丁目2番1号 株式会社檜崎製作所仙台営業所 所長 椎 名 達 彦
契 約 金 額	金 3 6 9 , 8 0 9 , 0 0 0 円（うち消費税等 3 3 , 6 1 9 , 0 0 0 円）
予 定 価 格	金 3 6 6 , 3 2 6 , 0 0 0 円（税抜き） 金 4 0 2 , 9 5 8 , 6 0 0 円（税込み） 落札率 9 1 . 7 7 %
予 定 価 格 事前公表の 有 無	有り
調 査 基 準 価 格	金 3 3 6 , 7 6 7 , 4 7 4 円（税抜き） 金 3 7 0 , 4 4 4 , 2 2 1 円（税込み）
工 期	石巻市議会で議決された日の翌日から令和8年3月31日まで （仮契約日 令和7年6月5日）
入 札 公 告 年 月 日	令和7年5月9日
入札年月日	令和7年5月28日
入 札 参 加 申 請 業 者	1 若築建設・津田海運特定建設工事共同企業体 2 檜崎・豊和特定建設工事共同企業体 3 矢田工業・瀬崎組特定建設工事共同企業体 4 ライブディック・重吉興業特定建設工事共同企業体

工 事 概 要	鋼橋上部 橋長L＝115.0m 幅員W＝4.0m 鋼橋製作工（2径間連続鋼箱桁橋）W＝163.9t 鋼橋架設工（クレーンベント架設）W＝163.8t RC床版工 V＝108m ³ 法覆護岸工（大型連結ブロック） A＝223m ²																													
開 札 結 果	<table><tr><th>No.</th><th>名 称</th><th>第1回入札額 (円：税抜き)</th><th>総合評価点 (点)</th><th></th></tr><tr><td>1</td><td>若築建設・津田海 運特定建設工事共 同企業体</td><td>366,000,000</td><td>80.86</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>檜崎・豊和特定建 設工事共同企業体</td><td>336,190,000</td><td>96.50</td><td>落 札</td></tr><tr><td>3</td><td>矢田工業・瀬崎組 特定建設工事共同 企業体</td><td>335,970,000</td><td>93.00</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>ライブディック・ 重吉興業特定建設 工事共同企業体</td><td>338,000,000</td><td>90.97</td><td></td></tr></table>					No.	名 称	第1回入札額 (円：税抜き)	総合評価点 (点)		1	若築建設・津田海 運特定建設工事共 同企業体	366,000,000	80.86		2	檜崎・豊和特定建 設工事共同企業体	336,190,000	96.50	落 札	3	矢田工業・瀬崎組 特定建設工事共同 企業体	335,970,000	93.00		4	ライブディック・ 重吉興業特定建設 工事共同企業体	338,000,000	90.97	
No.	名 称	第1回入札額 (円：税抜き)	総合評価点 (点)																											
1	若築建設・津田海 運特定建設工事共 同企業体	366,000,000	80.86																											
2	檜崎・豊和特定建 設工事共同企業体	336,190,000	96.50	落 札																										
3	矢田工業・瀬崎組 特定建設工事共同 企業体	335,970,000	93.00																											
4	ライブディック・ 重吉興業特定建設 工事共同企業体	338,000,000	90.97																											
総 合 評 価 結 果	別紙一覧のとおり																													
低入札価格 調査委員会 審 議 結 果	1 開 催 日 令和7年6月5日 2 審議結果 総合評価点が最も高い者の入札金額が、調査基準価格未満であったため、低入札価格調査委員会を開催し、審査した結果、「数値的判断基準による判定」の基準を上回った価格であり、かつ当該入札に係る契約の内容に適合した履行を行うことができると認められた。																													

発注部 課		建設部都市計画課		総合評価を適用する理由		
工 事 名	東中瀬橋橋梁上部工新設工事			工事の品質確保に当たっては、適切かつ確実な施工が求められることから、総合評価技術資料調書及び同調書の記載内容を証する資料の提出を受け、審査・評価することにより応札者の技術的能力を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を締結する必要がある。 よって、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、本工事において総合評価一般競争入札（特別簡易型）を実施し、今後の課題等を検証するものである。		
	予 定 価 格	366, 326, 000 円				
	調 査 基 準 価 格	336, 767, 474 円				
評価分類	評価項目	満点	若築建設・津田海運 特定建設工事共同企業体	檜崎・豊和 特定建設工事共同企業体	矢田工業・瀬崎組 特定建設工事共同企業体	ライブディック・重吉興業 特定建設工事共同企業体
価格以外の 評価	技術力 (企業)	7.00	3.50	3.00	3.00	3.50
		5.00	3.00	3.00	0.00	0.00
		4.00	3.00	4.00	3.00	3.00
		11.00	8.00	6.50	7.00	4.50
	不誠実な 行為	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	価格以外の評価点 (A)	27.00	17.50	16.50	13.00	11.00
価格に関する 評価	入札価格 (円)		366, 000, 000	336, 190, 000	335, 970, 000	338, 000, 000
	入札価格に応じた価格評価 点 (B)		63.36	80.00	80.00	79.97
総合評価	総合評価点 (A + B)		80.86	96.50	93.00	90.97
	総合評価点 ランク		4	1	2	3
	低入札			低入札	低入札	
	落札者			落札者		
	理由					
本総合評価落札方式における 価格以外の評価点の確認は、総 合評価点の最上位者から総合評 価技術資料調書の記載内容を証 する資料の提出を受け、その内 容が確認されれば次点以下の者 が落札者の総合評価点を上回る ことがないため、落札者と決定 しています。 以上のことから落札者を除く 応札者は、申告内容の確認審査 をしていないため、総合評価点 は確定値ではありません。						